別記様式（第４条関係）

会　議　録

会議の名称	宍粟市特別職報酬等審議会（第２回）	
開催日時	令和５年１０月２３日（月）１０時００分から１１時３０分まで	
開催場所	宍粟市役所　５階　５０３会議室	
議長（委員長・会長）氏名	会長　米田　正富	
委員氏名	（出席者） 米田正富、中津恵美子、尾﨑里実、飯塚裕二、恵美好文	（欠席者） 無し
事務局氏名	総務部　砂町部長、中尾次長 総務部総務課　谷本副課長、清水係長 議会事務局　小椋係長	
傍聴人数	０人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開・非公開	（非公開の理由）
決定事項	（議題及び決定事項） ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・方針として、報酬等の月額については現状維持とし、期末手当支給割合については人事院勧告の内容を参考に 0.1 月分増加とする。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11 月２日（木）10 時 00 分～　市役所５階 503 会議室	
会議経過	別紙のとおり	
会議資料等	別紙のとおり	
議事録の確認（記名押印）	（委員長等） 米　田　正　富	

（会議の経過）

発言者	議題・発言内容
	１．開会 ２．あいさつ（会長）
会長	皆さんおはようございます。慣れないことかとは思いますが、前回に引き続きまして、審議会のほうを進めてまいりたいと思いますので、本日よろしくお願いをいたします。
	３．会議録（第１回）の確認 ４．議事（資料説明及び質疑応答、審議） （当日配布資料の説明）
会長	ただいまの説明に関しまして、御意見及び御質問等ございましたらお願いします。
委員	11 ページからの出席の記録ですけれども、ホームページで公表されていて自由に閲覧できる制度はあるのですか。
事務局	こちらの資料については特別職報酬等審議会のため作成した資料で、この資料をホームページに掲載しているということはありません。
委員	この資料は公開しない理由があるのですか。前々から議員さんの活動がよく見えないというふうな意見が、去年の審議会でもあがっていたみたいで、その中で、こういう活動に参加している、活動というか委員会へ、議会はもちろんですけども、委員会もこれだけやっていますよとか、いうのが市民の目に留まれば、もう少し理解が違ってくるのではないかと思い聞きました。
事務局	審議会でそういう御意見があったということで、持ち帰り、議長と相談させていただいて、内容についてもう少し精査させていただいて、検討したいと思います。
委員	この議会定例会は必ず出席しなければいけないものですか。
事務局	定例会が年 4 回あり、6 月と 9 月と 12 月と 3 月になるのですけれども、それには、議案の審査がある中で、平均で一つの定例会の会議の中で、5 日、6 日出席いただいてそのほかに、それぞれの担当の常任委員会で、議案の審査をしまして、それを本会議において、議決するという運びになります。その定例会の中には一般質問の日も設けられておりまして、それもこの定例会の中に含まれる日数となっております。
委員	定例会にも、ほとんど皆さん出席しているみたいですけど、中には欠席の方もいらっしゃいますけれども、これは何か事情があるのでしょうか。

事務局	定例会は基本全員議員が出席される会議にはなりますが、体調不良があり、欠席の日数が多かったということが理由としてあります。
委員	議員活動がこれでは出来かねるのではないか、みたいな意見も出たことはないですか。
事務局	資料等についてはもちろん御本人のほうにもわたっておりますので、その内容は見ていただいて、会議には出席は出来てないのですけれども、どういう議案が上程されているであるとか、毎月の定例の委員会での資料等も見ていただいています。
会長	これを市民の方が見ると、出席が少ない理由はなぜですか、という指摘はあるのかなと思います。
事務局	体調不良等により、それぞれ会議の出席は、少なかったこととなっていますが、例えば、どの委員会に所属しているかによっても、出席のカウントというのが少なくなっておりまして、例えば一番上の集計欄で委員会ごととあるのですけれども、そこに総務と文教の委員会がそれぞれありまして、こちらは議長以外の議員がどちらかの委員会に所属しているということになっております。こちらの委員会は定例で、毎月１回、あと、各定例会の議案の審査等をしていただいています。次の広報については、半分の方、8 名の方が所属されています。これは議会だよりの校正や、編集作業等があります。これについては、ここにも、19 回出席しているのですけれども、これは所属されていない議員さんについては、この回数は、カウントがほかの方より少ないというところで、所属の委員会がどこに所属しているかとか、していないかというところで、カウントの差は出てきている状況であります。
委員	出席日数が多い少ないがあるのですけれども、中身で協議をしているときと議決をされているときがあると思うのですけれども、市民の代表として議決に参加されているのかされていないのか。議案で賛成だったのか反対だったのか。議員はやはりその辺が１番重要じゃないかと思うのですけれども、長期欠席の議員は、議決の際には出席されているのか、それとも、委任状を出されているとか、何かそういうような形なのでしょうか。
事務局	議決の日も欠席されている場合もありますけれども、議決の時にも出席いただいくこともございます。あと、議決の結果などは、議会だよりを年４回、定例会後に発行しているのですけれども、その中で、賛成反対の意思を記載している記事も載せております。
委員	出席簿の中の ICT という会議名があるのですけど、これは何なのですか。
事務局	主に議会のペーパーレス化であるとか、議会改革の一部の会議ということで、会派の代表の中で、会議を行っていただいているということです。議会の中に

	おいては、ペーパーレス化ということで、以前までは議案書や予算書を紙で配付していたのですけれども、今はパソコン上で確認していただけるようになって、紙代の節約というかその辺を進めておりまして、自分のパソコンや iPad を持参し、会議のほうにも出席している状況です。
委員	議員全員がパソコンやタブレットを持ってきて、議会や委員会の対応をしているということですか。
事務局	令和４年度から本格導入ということで始めています。
会長	今日、大体の方向性を出すことができればと思っており、報酬月額と期末手当について、現状維持が妥当ではないのかとか、少し下げるべきではないか、足りないのではないかなど、色々な意見があると思うのですけれども、そういう意見、質問などがございましたらお願いします。
会長	期末手当について、一般職の公務員に対する人事院勧告の 0.1 か月増を参考に、同じように 0.1 か月分上げるのがいいのか、そこはちょっと待って欲しいという意見が多いのかというところで、その部分について審議したいと思います。
委員	資料の８ページに、令和５年１月からの報酬という資料の中で、例えば市長に関して見ますと、前回の資料では、年間報酬が約 1,500 万あったと記憶しております。それは最初、この資料の説明のときもありましたけれども、それは市長を含む３役の報酬を 10%カットしますということに基づいて、市長で言いますと、年間約 1,500 万が年間約 1,300 万になっているということらしいのですが、月額報酬とボーナスを分けて書いてあるので、一般企業で言いますと、会社役員は基本的にボーナスというものはなく、年間報酬となるわけなのですけども、この３役と議員についても月額報酬は資料程度にあってもいいと思いますが、年間報酬で表示されるほうが、市民としても、把握がしやすいのではないかと思います。
事務局	前回の資料で、西播磨の他市や類似団体と比較した資料の中に、参考としていわゆる年収と見ていただける資料を記載させていただいています。月額では非常に分かりづらいと思いますので、年収としてはこれぐらいになっているというのを見ていただければというふうに思っています。
委員	３役の報酬は、別段少ないというふうな感覚もないし、多過ぎるということもないかなとは思うのですけども、一般議員で 34 万幾らの月額報酬で、実際手取りになるのは 26 万円から 27 万円という説明を受けたと思うのですけども、議員活動がその金額でできるのかなという感覚を前回持ちました。しかしながら、年収を見ますと、一般議員さんで約 570 万ということとなっています。民間企業、市民の方で考えると、別に安いわけでもないという感覚が生まれるのではないかなというふうには思います。年額の報酬額という表示のほうが、比較をするのにはいいのではないかなというふうに思います。

事務局	民間企業と、３役や議会議員も含めた公務員制度との違いとして、条例で月額を定め、手当は別で条例で定めることとなっており、この公務員制度が非常に分かりづらいという御意見があるのかなと思っています。３役や議会議員を含めて公務員の人事行政の状況を、例えば、給与を公表するということになっており、そこで、先ほどおっしゃったように月額だけを公表してしまうと、非常に分かりづらく全体が見えないというような懸念もある中で、宍粟市としては、今月号の広報もご確認いただきたいのですが、３役、議会議員、職員は年間平均の給与額もお知らせしており、今後も工夫してお知らせすることができればと考えております。
会長	人事院勧告における期末手当 0.1 か月分増を特別職の期末手当にも反映させるのか、させないのかという方向性をこの場で示したいと思いますが、御意見ないでしょうか。
委員	この 0.1 か月増というこの基準は、世間に対して大体これぐらいかななど何か理由があるわけですか。例えば、今、民間企業がベースアップをされているから 0.1 か月増になるとか、基準が何なのか説明をお願いします。
事務局	毎年、人事院が民間企業の給与実態の調査を行います。民間企業と国家公務員との差額給料とかボーナスの差額を調査しており、その結果、今年度においては、給料についても乖離があり、ボーナスについても 0.1 か月分の乖離があるということで、0.1 か月分ボーナスを上げるという勧告がなされておりますが、毎年、そういった調査で、国家公務員と民間との差の調査をされまして、その差を上げるか下げるかの勧告がなされるということです。
委員	全国一律で、地方公務員も国家公務員も対象ということですか。
事務局	国家公務員については、この人事院勧告によって方向性が示されます。地方公務員につきましては、例えば兵庫県や神戸市は、それぞれの組織の中で、人事委員会というものを持っており、人事委員会が民間給与実態を調査する場合も当然ありますし、そういった中で決定をされます。しかしながら、小規模な市町になりますと、人事委員会がありませんので、基本的には人事院勧告に準じるということになっております。
委員	前回の資料で財政指標が下がるほうになっています。新病院を建築するなどの不安材料がある中で、上げないほうがいいのではないかなと思います。会社を経営していたら、物価が上がっているから上げなさいと言われても、どの会社も上げましょうというわけにいかず、会社の状況によって上げたいけど上げられないとこもあるし、そういうことを考えると、健全経営というか、あまり無理はしないほうがいいのではないかなと思います。
委員	宍粟市の場合は、市長含め３役は 10%カットをしているので、そこに関してはほかの地域と比べても報酬カットにしているとこっていうのは少ないので、期末手当に関しては一般職の職員と同じように 0.1 か月分、上げてもいいのでは

	ないかと思います。議員の手当も全然他市よりも高くないし、現状でいいのですけれども、この活動の状況を見ていると、議会出席が最高で 73 日で、１か月にしたら、５日か６日、それ以外は議員さんの自主活動ということになると思うのです。政務活動費の収支報告一覧を見ても、全然使われてないということで、１番高いのが広報費、印刷物ということですよね。だから、個人的な議員活動としてどんなことをしているのかということが疑問になりました。それと、議員さんが今 2 人少ない状況でも、議会活動で何か支障があるわけでないのであれば、この会議の趣旨とは違うのだろうけれども、議員定数を見直す必要があるのではないかなと思います。同じような人口のところと比較して、宍粟市は多いほうではなく真ん中ぐらいだったと思います。おそらく、他市でもそういう質問が出たら、他と比べて別に多いわけじゃないと思って、結局現状維持のままとなる気がします。１か所だけどこかの市が少なくしているところがありましたが、他市と比べることも大切ですが、財政状況を考え、例えば、16 人のところを宍粟市は頑張って 12 人にすれば、他市も同じようになって逆に下がっていくのではないかなというふうに思います。
委員	人事院勧告の内容に準じて、上げるべきじゃないかなと思います。全国的に準じている状況であれば、その流れでよろしいかと思うのですけれども、ほかの委員さんからもありましたけど、やはり、人件費全体、総額がどうなるのか。ですから、議員報酬は上げるけれども、定員を減らせば人件費自体は下がるわけですし、民間企業の経営者の方は、そのようにお考えになるのではないかなと。従業員の給料は上げたいけれども、その分、中身を濃くし、少ない人員で頑張ると。市長だけ給料をそんなに上げなくても、他の方の分の人件費が多いわけで、人件費全体で、考えていただくということで、給与自体は、正職員の方とか、３役の方の給与は、それなりに上げてそれなりにその分活躍していただくという形に持っていくことがよろしいのではないかと思います。結論から言いますと、この３役の特別職の方の給与について人事院勧告を参考に上げたらいいのかなと。ただ人件費全体で考えていただきたいというふうに思います。
会長	この会議は、特別職の報酬だけの会議なので、この会議の中で結論づけますと、３役に関しては、自ら 10%の減額もされていますが、期末手当は 0.1 か月分の増でもよいのではという意見があったと思います。やはり、全体の市全体の給料、人件費、の中でやっぱり考えるべき問題があるのかなっていうふうな感じはしておりますが、今のこの会議での話ではないので、期末手当は 0.1 か月分の増額という方向として、次に、月額報酬について、現状維持でいいのか、上げるべきなのか、下げるべきなのか、それに対する御意見をいただきたいと思いますのでお願いします。
委員	人事院勧告の内容はベースアップなので、月額報酬というのはベースアップに当たると思うので、やはりこれは上げるべきだというふうに思います。もう長らくはそんなに上がってないと思いますし、上げるべきでいいと思います。
委員	人事院勧告では、給料のアップっていうのは、どれぐらいアップになっている

	のですか。
事務局	第１回目の資料の 19 ページを御確認いただきたいと思います。19 ページの資料で１番下にも載っていますが、平均的な差額として 3,869 円民間企業の方が給与が高いという結論で、今回この金額を上げるべきであるというのが、一般職の公務員に対しての勧告になっています。これはあくまで一般職に対する勧告ですので、仮に上げていくのであれば、どれぐらい上げていくべきとか、どれぐらい下げていくべきとか、というところも含めて考えていただく必要があります。
委員	３役さんにつきましては、自ら 10%のカットをされている中で、ベースアップは必要かなと思います。なので、３役に関しては、上がってもいいのではないかなという思いです。ただ、議員に関しては、年間、多い人で 75 日程度の出席となっており、年間日数で割りますと、５分の１程度であるので、ベースアップはちょっと考えにくいと思います。
事務局	市長を含む３役につきまして、10%の減額の話がございましたけれども、あくまでもこの特別職報酬等審議会におきましては、条例上の金額、市長にしましたら、88 万円。副市長にしましたら 71 万 2,000 円。教育長にしたら 63 万 8,000 円、この額が妥当かどうか、上げるべきか下げるべきかという御判断をいただきたいと思います。現行の条例上の金額は適正なのかどうか、そういったところで御議論をいただきたいと思います。
委員	市の財政も豊かなわけじゃないので、今減額している金額で今の３役さんができるって思われていると理解するならば、今、下げられて実際払われている額で、間に合っているのかなという理解もできないことはないのですけど、皆さんいかがでしょうか。
委員	市長を含む３役の方の 10%カットの理由は何なのですか。
事務局	こういう厳しい財政状況の中、自分たちも少しでも報酬をカットして、財政運営に、そういった経費を少しでも充当するということで、報酬をカットしておるところでございます。これは任期中ということで、市長の判断でしているところでございます。
委員	そうしますと例えば、今の給料自体は月額で市長の場合は 88 万円。個人的にも 10 万円カットしていいよということで調整されていると。ですから、今回仮に上げると、給料がアップしてそこから 10%カットと、こういうことでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	市によって考え方が大分違うのかなと思います。類似団体を見ても、加東市は面積も大きくないし人口も多くなさそうですけど給料は高いですし、加西市な

	んか逆に言ったら、給料が少ないような気もするし、宍粟市は 88 万円ということで、ある意味妥当な思いもあり、３役が自ら 10%削減ということは、ほかから見ても評価ができるのではないかなと思っていますので、月給に関しては現状維持で期末手当に関しては、勧告どおりの 0.1 か月上げるというのでよろしいのではないかなと思っています。
委員	報酬 10%カットというのを、令和７年４月までしますよって言っているのに、今わざわざ報酬月額を上げてしまうと、その３役の方がどう思われるかなとは思います。そういう気持ちの部分があると思います。
委員	大きな病院を建てるという大きな事業があるのがもう見えに見えているのだから、そういうときに、いくらでも上げるっていうのは、ちょっと市民感情としたらどうかという思いで、0.1 か月分は、去年上がっているので今年はそのままでいいのではないかなと思います。報酬月額は減額もしているしそのままでいいと思います。
会長	月額報酬は現状維持、期末手当は 0.1 か月分上乗せという方向が強いようですが、この方向でよろしいでしょうか。
委員	（意見無し）
会長	当審議会の第２回の方向性としまして、月額報酬につきましては現状維持、期末手当につきましては、0.1 か月分アップという方向とします。
会長	それではある程度の方向性はただいま申し上げたとおりです。確認事項を事務局のほうから説明お願いします。
事務局	方向性の確認をさせていただきますが、３役につきましても議会議員につきましても月給についてはそのまま据え置き、期末手当については人事院勧告の内容を参考に 0.1 か月分上げる方向でおまとめいただきました。この内容をもとに、次回、答申書案の御確認をいただきたいと思っております。答申書の確認の中で、もう少しこんな意見も入れ込むべきだとか、いろんな御意見があると思いますので、よろしくお願いします。
委員	会議の中で指摘がありましたけれども、年間の議員さんの出席日数について、１年間のうち５分の１の日数で現在の議員報酬額っていうふうにとらえるのですけれども、議会以外での活動をもっとアピールしてもらわないと、これだけ見ると、高過ぎるっていうイメージが非常に強いので、議会にもお伝え願いたいと思います。
事務局	そういった御意見を伝えさせていただきたいと思いますし、今回の答申書の中にも、前回もそうでしたのですけども付記事項としまして、今おっしゃられたことや、また、方向性とは逆の意見も出たように認識しておりますので、そういった意見もあったというようなことも含め、付記事項で答申書に追加をさせ

	ていただきたいと思います。
委員	この資料だけが公表されると、議員も、タイムカードを打つわけじゃないので、普段の活動を市民は分からないので、議員報酬をもらっているのに 75 日しか出席していないじゃないかという、そういう部分だけとらえられやすいというのはちょっと気になったところです。
委員	ちょっとこの審議会とは違うのですけど、やっぱりちょっと、市民の声というか、よく聞くことは、議員の数が多いのではないかということを聞きます。選挙時も定数よりちょっと多いぐらいしか立候補者もいないし、もうちょっと減らすということの協議はどこでされるのでしょうか。
事務局	議員定数の件については、２年前から議会の中で議論させていただいて、新聞報道等でもありましたが、現状維持の方向という結論が議会運営委員会として出まして、今度 10 月 24 日からなのですけれども、市内を７地区に分けて、議会報告会ということで、各地区回らせていただいて、各委員会の報告でありますとか、定数に係る結果についての報告もその場でさせていただく予定にはしております。
委員	定数の件についての説明があるということでしょうか。
事務局	そうです。
委員	現状 16 議席を維持するという話で進んでいるのですか。
事務局	そういう結果になり、おそらく説明もさせていただくようになると思うのですけれども、現状維持っていう意見、２減、４減ということで、幾つか案がありまして、その内容について議論させていただいたのですけども、結果としては現状維持という意見の議員が多く、去年も議会報告会ということで市民の方の意見を聞くということで各地区を回らせていただいて、いろいろな御意見もいただいたのですけれども、先ほどおっしゃっていただいたような意見もあり、逆に、先ほど資料の中で宍粟市の面積も記載させていただいていたと思うのですけども、この広い市域の中で 16 名であってもちょっと市民の声を拾いにくいのではないかというような御意見もあるということで、いろんな御意見もある中で、一応議会の中での一定の現状維持という意見でこのたびまとまったということでして、議会報告会でもその内容でお伝えさせていただくようになるかとは思います。
委員	決まったことはもう仕方ないのですけど、中には４議席減という案もあったということですね。失礼ですが議員さんの比率的には賛成は数名だったのでしょうか。
事務局	４減は２人だったと思います。現状維持の議員が多かったということで、その結論になったということです。

委員	議員は 16 人という定数が妥当で、この広い宍粟市の市民の意見を聞くにはそれだけ必要だということで、市民は把握していいっていうことですね。だから、市民の意見はちゃんと聞いていますよということですね。
委員	任期満了で次回の選挙のときに、立候補者が 16 人に達していない場合の話は出ませんでしたか。
事務局	もちろんありまして、例えば、２減、４減の意見の中には、現実今２名減で 14 名で議会運営が出来ているというかしているというか、この現状で、２減でいいじゃないかという意見と、前回の選挙が無投票だったということを重く受け止め、立候補の数がやはり少なく、また、引き続き無投票っていうことになったらどうなのかっていうこともあって４減という意見もありました。その検討もされ、ただ、その選挙があるとかないとかっていうことで定数を決めるべきではないのではないかというような御意見もあり、その中はもう、様々な御意見がありました。
委員	結局、定数に関しては議会の中でしか決定することが出来ないですよね。
事務局	議員定数の条例があり、この条例は、議会議員からの上程というか、議員発議という形での上程という形になりますので、議会の中で決めることになります。ただ、広く市民からの意見もお伺いして、最終は決定するということになっているので、議会の中だけで判断して決定したということではありません。
委員	連合自治会の中でも意見を述べる機会もつくってあったのは事実あったのですけれども、これは議員だけの責任じゃなく、市民にも責任もありますけれども、そこへ参加する人数が１桁ぐらい、２人とか、少なかったら１人とか、そんな中で聴取された意見を、広く皆さんに聞いたというのもちょっと無理があるかなっていう部分もあるのですけれども、もうちょっと、もう決定されていたらそれは仕方がないのですが、市民ももっとやっぱり関心を持つべきだということは思うのですけども、悲しいかな、そういうのが現状かなと思います。
会長	それでは充分協議をいただけたかなと思いますので、本日の審議会は、これをもちまして終了とさせていただきたいと思います。それでは職務代理者のほうから閉会をお願いしたいと思います。
職務代理者	皆さんお疲れさまでした。これで第２回宍粟市特別職報酬等審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。